

ご家庭で設置された太陽光発電の固定価格による買取期間について

- 2009年11月に開始された「太陽光発電の余剰買取制度^{※1}」（以下、「余剰買取制度」という。）および2012年7月に開始されたFIT制度において、ご家庭で太陽光発電設備を設置されているお客さま（以下、「太陽光設置のお客さま」という。）の固定価格による買取期間は、多くの場合、お客さまの売電開始から10年間^{※2}とされています。

※1 太陽光発電からの余剰電力（使い切れずに余った電気）を国が定めた買取単価・期間で電気事業者が買取することを義務付け、その買取りに要した費用を、電気を使用する全ての方々に負担する制度。余剰買取制度での契約は、設備容量に変更がある場合等を除き、買取単価・期間は変わらず、2012年7月にFIT制度での契約に自動移行している。

※2 太陽光発電設備の容量が10kW以上で、FIT制度に基づき売電を開始された場合は売電開始から20年間。

- 太陽光設置のお客さまのうち、「余剰買取制度に基づく売電を2009年11月に開始したお客さま^{※3}」の買取期間が、2019年11月に最も早く終了します。

以降、売電開始から10年が到達する太陽光設置のお客さまから順に、買取期間が終了します。

※3 余剰買取制度が開始される前（2009年10月以前）から売電していた太陽光設置のお客さまを含む。

【買取期間終了のイメージ】

